

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、道志川及び津久井湖における投網使用による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間について次のとおり指示する。

令和7年9月5日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

- 1 採捕の禁止区域
弁天橋橋脚下流端から道志橋上流端までの区域
- 2 採捕の禁止期間
令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

（略 図）

